



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第44号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (税務課) 2
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が 処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (27) (市町村振興課) 4
	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部を改正する規則 (28) (景観自然課) 5
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (29) (医務薬事課) 7
	食品衛生法施行細則及び鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律施行細則の一部を改正する規則 (30) (食の安全推進課) 8

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の休館日について、10月1日から11月30日までの間の火曜日を休館日に加える等の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 2 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の利用申込み等に関する規定を削ることとした。(旧第4条、旧第5条、旧第7条関係)
- 3 1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの期間は、展示施設を閉鎖することとした。(新第4条関係)
- 4 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務の履行が猶予されるものに、県内の施設で、病床が200床以上の病院を加えることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

食品衛生法施行細則及び鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 食品衛生法施行令等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 食品衛生法施行細則の題名を鳥取県食品衛生法施行細則に改めることとした。
3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式及び第1号様式の2 略</p> <p>第1号様式の3その1～その4 略</p> <p style="padding-left: 40px;">その5 納税通知書（県たばこ税（普通徴収）、<u>狩猟税（普通徴収）</u>、<u>軽油引取税（普通徴収）</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">その6～その10 略</p> <p>第1号様式の4その1及びその2 略</p> <p style="padding-left: 40px;">その3 督促状（自動車税（証紙徴収の方法によって徴収することができない場合）、自動車取得税（更正、決定）、<u>狩猟税（普通徴収）</u>）</p> <p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p> <p>2 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第5号様式 略</p> <p>第5号様式の2その1～その3 略</p> <p>第5号様式の2その4 税額等変更通知書（県たばこ</p>	<p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式及び第1号様式の2 略</p> <p>第1号様式の3その1～その4 略</p> <p style="padding-left: 40px;">その5 納税通知書（県たばこ税（普通徴収）、<u>狩猟者登録税・入猟税（普通徴収）</u>、<u>軽油引取税（普通徴収）</u>）</p> <p style="padding-left: 40px;">その6～その10 略</p> <p>第1号様式の4その1及びその2 略</p> <p style="padding-left: 40px;">その3 督促状（自動車税（証紙徴収の方法によって徴収することができない場合）、自動車取得税（更正、決定）、<u>狩猟者登録税・入猟税（普通徴収）</u>）</p> <p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p> <p>2 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第5号様式 略</p> <p>第5号様式の2その1～その3 略</p> <p>第5号様式の2その4 税額等変更通知書（県たばこ</p>

税 (普通徴収)、鉱区税、狩
猟税 (普通徴収)、県が課す
る固定資産税、軽油引取税
(普通徴収))

その5 略

第6号様式～第45号様式 略

3～11 略

第1号様式の3その5 (第2条の2関係)

(表面)

略

(備考) この納税通知書は、県たばこ税 (普通徴収
の方法により徴収する場合に限る。)、狩猟税
(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)
及び軽油引取税 (普通徴収の方法により徴収
する場合に限る。) について使用すること。

(裏面)

略

第1号様式の4 (第2条の3関係)

その1及びその2 略

その3

(表面)

略

(備考) この督促状は、自動車税 (証紙徴収の方
法によって徴収することができない場合
に限る。)、自動車取得税 (更正又は決定に
よる場合に限る。) 及び狩猟税 (普通徴収の
方法により徴収する場合に限る。) に係る
督促について使用すること。

(裏面)

略

第5号様式の2その4 (第5条の2関係)

略

(備考) この税額等変更通知書は、県たばこ税
(普通徴収の方法により徴収する場合に
限る。)、自動車税 (証紙徴収の方法によ
って徴収できない場合に普通徴収の方法により

税 (普通徴収)、鉱区税、狩
猟者登録税・入猟税 (普通徴
収)、県が課する固定資産税、軽油引取税 (普通徴収))

その5 略

第6号様式～第45号様式 略

3～11 略

第1号様式の3その5 (第2条の2関係)

(表面)

略

(備考) この納税通知書は、県たばこ税 (普通徴収
の方法により徴収する場合に限る。)、狩猟者
登録税及び入猟税 (普通徴収の方法により徴
収する場合に限る。)並びに軽油引取税 (普
通徴収の方法により徴収する場合に限る。)
について使用すること。

(裏面)

略

第1号様式の4 (第2条の3関係)

その1及びその2 略

その3

(表面)

略

(備考) この督促状は、自動車税 (証紙徴収の方
法によって徴収することができない場合
に限る。)、自動車取得税 (更正又は決定に
よる場合に限る。) 並びに狩猟者登録税及び
入猟税 (普通徴収の方法により徴収する場
合に限る。) に係る督促について使用する
こと。

(裏面)

略

第5号様式の2その4 (第5条の2関係)

略

(備考) この税額等変更通知書は、県たばこ税
(普通徴収の方法により徴収する場合に
限る。)、自動車税 (証紙徴収の方法によ
って徴収できない場合に普通徴収の方法により

徴収する場合に限る。)、鉱区税、狩猟税 (普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、県が課する固定資産税及び軽油引取税 (普通徴収の方法により徴収する場合に限る。) について使用すること。

徴収する場合に限る。)、鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税 (普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、県が課する固定資産税並びに軽油引取税 (普通徴収の方法により徴収する場合に限る。) について使用すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年鳥取県規則第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則 (昭和62年鳥取県規則第56号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例別表48の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則 (昭和49年鳥取県規則第60号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第9条第1項の規定による優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付</u></p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表1の4の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則 (昭和62年鳥取県規則第56号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例別表48の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則 (昭和49年鳥取県規則第60号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第10条第1項の規定による優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館管理規則（平成11年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 自然ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>(2) <u>1月4日から同月31日までの間の月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日（これらの日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休館日でない日）</u></p> <p>(3) <u>2月1日から3月31日までの間の月曜日、火曜日及び水曜日（これらの日が休日に当たるときは、その直後の休館日でない日）</u></p> <p>(4) <u>4月1日から9月30日までの間の月曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日）</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 自然ふれあい館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>1月1日及び12月31日</u></p> <p>(3) <u>1月2日から3月31日まで及び12月1日から同月30日までの間の火曜日、水曜日及び木曜日（その日が休日に当たるときを除く。）</u></p>

(5) 10月1日から11月30日までの間の月曜日及び火曜日（これらの日が休日に当たるときは、その直後の休館日でない日）

(6) 12月1日から同月27日までの間の月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日

2及び3 略

(展示施設の利用)

第4条 1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの期間（以下「閉鎖期間」という。）は、展示施設（夜の森のジオラマ、ノームの家、森のサーカス及びイーグルスカイシアターをいう。以下同じ。）は、閉鎖する。

2 知事は、10人以上の団体から閉鎖期間における展示施設の利用の申込みがあったときは、前項の規定にかかわらず、展示施設を利用させることができる。

(施設設備の損傷等の届出)

第5条 略

2及び3 略

(利用の申込み)

第4条 条例第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(入館券の交付)

第5条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める入館券を交付するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第6条 略

(利用料金の減免)

第7条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

(1) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。

(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定

<p>(雑則) 第6条 略</p>	<p>による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。 <u>(4) その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要があると認めるとき。</u> 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。 <u>(1) 前項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</u> <u>(2) 前項第3号に定める事由 介護保険被保険者証</u> (雑則) 第8条 略</p>
-----------------------	--

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第29号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予) 第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあつては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあつては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ケ)に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、</p>	<p>(返還の債務の履行猶予) 第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。 (1)及び(2) 略 (3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあつては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあつては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ケ)に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、</p>

診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 県内の施設

（ア）病院（ウ）及び（オ）に掲げるものを除く。）

（イ）～（ケ） 略

（4）～（6） 略

診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。）。

ア 県内の施設

（ア）病院で、病床が200床未満のもの又は病床のうち精神病床が80パーセント以上を占めるもの（ウ）及び（オ）に掲げるものを除く。）

（イ）～（ケ） 略

（4）～（6） 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

食品衛生法施行細則及び鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第30号

食品衛生法施行細則及び鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第1条 食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

鳥取県食品衛生法施行細則

(法第9条第1項ただし書の当該職員)

第2条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員とし、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第49条に規定する食鳥検査員とする。

第3条 削除

(製品検査の申請書等)

第4条 省令第24条の申請書は、様式第3号によるものとする。

2 略

(検査命令による製品検査の申請書等)

第6条 省令第28条第1項の申請書は、様式第5号によるものとする。

2 略

第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表のとおりとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。

(食品衛生管理者の設置等の届書)

第9条 省令第49条第1項の届書は、様式第6号によるものとする。

(営業の許可の申請書)

第12条 省令第67条第1項及び第2項の申請書は、様式第7号によるものとする。

2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに知事に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第13条の2 省令第68条第1項、第69条第1項及び第

食品衛生法施行細則

(法第9条第1項ただし書の当該職員)

第2条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員とし、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第31条に規定する食鳥検査員とする。

(牛乳の保存方法等の承認の申請)

第3条 乳等省令別表の2の(5)の(8)ただし書の承認を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(製品検査の申請書等)

第4条 省令第10条の申請書は、様式第3号によるものとする。

2 略

(検査命令による製品検査の申請書等)

第6条 省令第14条第1項の申請書は、様式第5号によるものとする。

2 略

第7条 政令第1条の2第4項の規定による試験品の採取量は、別表のとおりとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。

(食品衛生管理者の設置等の届書)

第9条 省令第19条の2第1項の届書は、様式第6号によるものとする。

(営業の許可の申請書)

第12条 省令第20条第1項及び第2項の申請書は、様式第7号によるものとする。

2 省令第20条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに知事に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第13条の2 省令第20条の2第1項、第20条の3第1

70条第1項の届出書は、様式第10号によるものとする。

2 略

(申請事項等の変更の届出)

第14条 省令第71条の届出は、様式第11号による届書により行わなければならない。

2 略

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第6号(第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名 様

項及び第20条の4第1項の届出書は、様式第10号によるものとする。

2 略

(申請事項等の変更の届出)

第14条 省令第21条の届出は、様式第11号による届書により行わなければならない。

2 略

様式第1号 削除

様式第2号(第3条関係)

乳(乳製品)殺菌方法承認申請書

職 氏 名 様

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の規定による殺菌方法の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)

郵便番号

氏名(法人の場合は、名称及び

代表者の氏名)

記

営業の種類	
製品の名称	
乳処理場(特別牛乳さく取処理場、乳製品製造所)の名称及び所在地	
承認を必要とする詳細な理由	
その他	

様式第6号(第9条関係)

食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名 様

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(法人の場合は、所在地)
郵便番号
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

記

食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	
略	

添付書類 略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書
(新規・継続)

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)
郵便番号
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
年 月 日生

記

略	略
申請者の欠格事項	略
食品衛生責任者	

添付書類 略

注 略

食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(法人の場合は、所在地)
郵便番号
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

記

食品衛生法施行令第4条の2に規定する食品又は添加物の別	
略	

添付書類 略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書
(新規・継続)

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)
郵便番号
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
年 月 日生

記

略	略
申請者の欠格事項	略

添付書類 略

注 略

(鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(食鳥検査申請書の様式)</p> <p>第8条 省令第27条第2項に規定する申請書は、様式第7号によるものとする。</p> <p>(届出食肉販売業者届出書の様式)</p> <p>第11条 省令第32条に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</p> <p>様式第10号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">届出食肉販売業者届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p>届出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し</p>	<p>(食鳥検査申請書の様式)</p> <p>第8条 省令第9条第2項に規定する申請書は、様式第7号によるものとする。</p> <p>(届出食肉販売業者届出書の様式)</p> <p>第11条 省令第14条に規定する届出書は、様式第10号によるものとする。</p> <p>様式第10号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">届出食肉販売業者届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p>届出者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第9号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。